

駐車場用の泡消火設備調査のお願い

謹啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より消火設備の設置維持管理に特段の理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 21 年 5 月に開催された「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」(POPs 条約 参考資料※1 参照)の第 4 回締約国会議(COP4)において、国内で従来から設置されている泡消火設備で使用している泡消火薬剤の一部の製品に含有されている『ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名 PFOS)又はその塩』(以下 PFOS という)が、残留性有機汚染物質として規制対象物質に指定されました(規制分類は「制限」、泡消火薬剤等は使用が認められる用途)。

この条約への批准を受け、日本国内では、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(通称：化審法 参考資料 ※2 参照)において、平成 21 年 10 月、PFOS は第一種特定化学物質(製造・輸入の事実上禁止、・特定用途以外での使用禁止、政令指定製品の輸入禁止等)に指定され、平成 22 年 4 月より施行されています。この中で、PFOS を含有する泡消火薬剤については、条約に準じエッセンシャルユースとして火災時の使用が認められました。しかしながら、この改正化審法につき別途示された技術基準、消防庁告示の改正ならびに廃掃法上のガイドラインに従い、泡消火設備の一部に使用されている PFOS 含有泡消火薬剤について、その設備あるいは容器などへの表示方法、設備の点検方法及び薬剤等廃棄処理方法の詳細が規定され、平成 22 年 10 月 1 日から運用が始まりました。

このような動向の中、(社)日本消火装置工業会では、関係政府機関およびお客様のご協力を得て、既設の駐車場用の泡消火設備で使用されている泡消火薬剤の設置位置、設置量を下記の通り調査しています。これはストックホルム条約の締約国が対策の結果及び条約の有効性(どの程度 PFOS 含有消火薬剤を削減できたか)を報告する際の資料として活用するものですので、お客様のご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 対象製品について

化審法において第一種特定化学物質に指定された PFOS を含有する泡消火薬剤は、別紙調査票(表 2)に示すとおりです。

2. お客様へのお願い

お客様の駐車場用の泡消火設備に使用されている泡消火薬剤について、添付の調査票にしたがった調査にご協力いただきます様よろしくお願い申し上げます。

3. PFOS 含有泡消火薬剤に対する規制内容

既に設置済みのものは、火災時には使用することが可能です。ただし取扱には、前述の化審法上の技術基準、消防庁告示及び廃掃法上のガイドラインについて遵守が必要です。

4. 情報の取扱いについて

本調査で知り得た情報は、以下記載の利用目的の達成に必要な範囲内で適正に取扱います。

<利用目的>

- ① PFOS を含有する泡消火薬剤の設置位置、設置量の把握
- ② 関係政府機関への情報提供

以上